

所沢市議会改革の検証評価報告

2010年11月11日 於 所沢市議会

法政大学教授 廣瀬 克哉 (hirose@hosei.ac.jp)

1

議会改革の検証評価の視点

2

検証評価の視点①

1. 所沢市議会基本条例の実施状況

- 1) 条例に規定された項目は着実に実行されているか
- 2) 実行してみた成果は所期の目的に資するものか

2. 他の自治体議会の改革状況との比較

- 1) 基本条例事項の実行に当たって参考にすべき論点
- 2) 基本条例事項に加えることが望まれる論点

3

検証評価の視点②

1. 議会と市民の関係

- 1) 議会報告会などの直接対話
- 2) 議会活動の積極的広報

2. 議会審議の充実と対執行機関関係

- 1) 論点、争点の発見、公開
- 2) 審議過程への市民参加
- 3) 政策立案への取り組み

3. 検証評価の取り組み

4

議会基本条例の実施状況

5

基本条例事項の実施状況

- 1.多くの項目が実施済み
- 2.基本条例事項の未実施項目
 - 1)公聴会
 - 2)パブリックコメント（自治基本条例で実施見込）
 - 3)政策討論会
 - 4)議会事務局の充実（来年度増員要求中）
 - 5)附属機関の設置

6

実施した項目の状況

市民と議会の関係① 議会報告会

- ・2010年5月に2回実施、試行段階で方式を模索中
- ・11月実施分までの4回をどのように振り返り、次期の議会に引き継いでいくかが課題
- ・同一班が複数回担当する方式の検討を
栗山町：3班各4カ所、会津若松市5班各3カ所
- ・賛否の分かれた議案についての報告について議会全体で検討、共有を

7

議会報告会に関する他議会の参考例

栗山町議会

- ・賛否が分かれる論点の提示について議会としての統一した報告方法について検討、確認の上3班が同一資料をもって報告会に

栗山町、会津若松市議会

- ・同一班が複数回担当
- ・毎回各班で反省会→陣容の立て直し

8

実施した項目の状況

市民と議会の関係② 積極的広報

- ・会議の公開、傍聴環境の改善、ネット中継、議員の賛否公開など着実な取り組み
- ・議会の事務事業評価、議会改革評価などの特徴ある取り組みも
- ・これらの取り組みが市民に伝わりきっていない印象
 - ・例) 5月の議会報告会の広報
- ・議会改革評価報告も非常にフォーマルで市民に浸透するためのアピールが不足

9

実施した項目の状況

議会審議の充実と対執行機関関係①

論点、争点の発見公開：自由討議

- ・賛否という結論をめぐる議論から、論点をめぐる議論に展開できる可能性が見えてきている
- ・論点を深めるための議事の展開には、議長、委員長のスキルが要求される
 - ・1年での交代について検討が必要
- ・審議「戦術」と論点の発見、公開との兼ね合い

10

実施した項目の状況

議会審議の充実と対執行機関関係①の2

論点、争点の発見公開：一問一答

- ・メリット
 - ・論点が分かりやすくなった
 - ・答弁の「逃げ切り」が困難に
- ・デメリット
 - ・答弁側が同じ答弁にかたくなにとどまる場面も
 - ・扱える政策課題の数は減少
 - ・議員として政策提言や大枠の発言をする場が必要

11

実施した項目の状況

議会審議の充実と対執行機関関係②

審議過程への市民参加

- ・請願者の参考人としての招致
- ・特別委員会での参考人招致
 - ・市民参加による立案過程を経た議案を審査する際の市民の審議過程への参加方式の確立を
- ・立案過程だけでなく、市長提出議案の審議過程でもパブリックコメント等を活用することは重要

12

実施した項目の状況

議会審議の充実と対執行機関関係③

- ・議会としての政策立案：現時点では未実施
- ・議会独自に立案が必要な政策課題が現時点では特に見えていない
 - ・市民からの意見、要望を議会独自の視点で取り上げるシステムが必要
- ・議会として・会派として・一人の議員としての政策課題を分けつつ、取り組むことが期待される

13

政策検討に関する他議会の参考事例

会津若松市議会

- ・広報広聴委員会
 - ・議会報告会で寄せられた意見、要望のなかから、議会として政策検討を行う項目を抽出
- ・政策討論会
 - ・結果的には各常任委員会を政策討論会の分科会として位置づけ政策検討
 - ・議案によっては特別委員会に相当するチームを設置

14

実施した項目の状況

議会審議の充実と対執行機関関係④

- ・論点情報の確保
 - ・政策情報の様式は一定の効果
 - ・文書による質問についてはさらに実践を重ねて効果的な活用法を探る必要
- ・議決事件の追加
 - ・基本計画の議決に向けて審議方法が問われる
 - ・市民参加により立案される議案について議会がどのタイミングでどう関与すべきか

15

実施した項目の状況

検証評価の取り組み

- ・議会改革評価の実施
 - ・議会基本条例制定後1年の検証
 - ・定例化していくことが期待される
 - ・議会報告会と必ずしも連動していない点は課題
- ・100条の2の活用
 - ・比較的簡便にできる外部評価
 - ・市民参加による検証をいずれかの時点（例：制定後4年）で

16

これまでの取り組み経過と制定後のうごき

資 料
平成21年9月18日現在

日 程	委員会等の取り組み	概 要
1 平成19年6月11日(月)	代表者会議 ①	
2 平成19年6月14日(木)	代表者会議 ②	
3 平成19年11月21日(水) ～22日(木)	議会運営委員会による三重県伊賀市議会視察	議会基本条例・一問一答制・委員長報告について
4 平成20年2月14日(木)	代表者会議による京都府京丹後市議会視察	議会基本条例制定に向けての取り組みについて
5 平成20年3月11日(火)	代表者会議 ③	
6 平成20年3月17日(月)	代表者会議 ④	
7 平成20年6月9日(月)	代表者会議 ⑤	
8 平成20年6月10日(火)	平成20年第2回定例会 議会基本条例制定に関する特別委員会の設置	
9 平成20年6月23日(月)	第1回 議会基本条例制定に関する特別委員会	今後の活動方針・条例制定の目的について
10 平成20年6月27日(金)	第2回 議会基本条例制定に関する特別委員会	作業部会の編制・工程表の確認・第1次素案策定指針について
11 平成20年7月30日(水)	特別委員会作業部会(1)	第1次素案(案)の検討
12 平成20年8月7日(木)午前	特別委員会の委員主催による全議員を対象とした勉強会	講師:法政大学法学部教授 廣瀬克哉氏
13 平成20年8月7日(木)午後	第3回 議会基本条例制定に関する特別委員会	作業部会作成の素案(案)の報告・各条文の検討
14 平成20年8月13日(水)	特別委員会作業部会(2)	第1次素案(案)の検討
15 平成20年8月15日(金)	特別委員会作業部会(3)	第1次素案(案)の検討
16 平成20年8月26日(火)	特別委員会作業部会(4)	第1次素案(案)の検討
17 平成20年8月28日(木)	第4回 議会基本条例制定に関する特別委員会	第1次素案(作業部会案)に基づく逐条的な協議・第1次素案の確認
18 平成20年9月3日(水)	平成20年第3回定例会 議会基本条例制定に関する特別委員会の中間報告(特別委員長)	特別委員会の中間報告・第1次素案の朗読
19 平成20年9月18日(木)	議会運営委員会への報告(正副委員長)	議会基本条例制定に関し、今後議運において協議願いたい項目についての説明
20 平成20年9月22日(月)	議会基本条例制定の調査に関する委託の件の議決(地方自治法第100条の2)	調査を委託する者:法政大学法学部教授 廣瀬克哉氏
21 平成20年9月26日(金)	特別委員会作業部会(5)	前文・解説の検討
22 平成20年10月8日(水)	第1次素案に対する文書行政課法制担当との協議(正副委員長)	議会事務局長、文書行政課長、法制担当リーダー
23 平成20年10月14日(火)	特別委員会作業部会(6)	前文・解説の検討
24 平成20年10月20日(月) ～21日(火)	福島県会津若松市議会視察	議会基本条例制定について
25 平成20年10月28日(火)	埼玉県春日部市議会基本条例等調査特別委員会行政視察(受け入れ)	12名・議会基本条例制定に関する取り組みについて
26 平成20年10月30日(木)	第5回 議会基本条例制定に関する特別委員会(午前中 廣瀬教授との意見交換)	午前中 廣瀬教授との意見交換・前文、パブリックコメントについて
27 平成20年11月14日(金)	第6回 議会基本条例制定に関する特別委員会	第1次素案に基づく逐条的な協議・委員会案の確認
28 平成20年11月19日(水)	第7回 議会基本条例制定に関する特別委員会	前文・第11条閉会中の文書による質問の協議
29 平成20年11月21日(金)	議会基本条例制定について調査報告会(午前)・議会基本条例の意見交換(午後)	法政大学法学部教授 廣瀬克哉氏からの調査報告・全議員を対象とした意見交換(全協)
30 平成20年11月25日(月)	議会基本条例制定に関する特別委員会(協議会)	代表者会議の結果報告・公聴会の日程・議運との政策討論会について

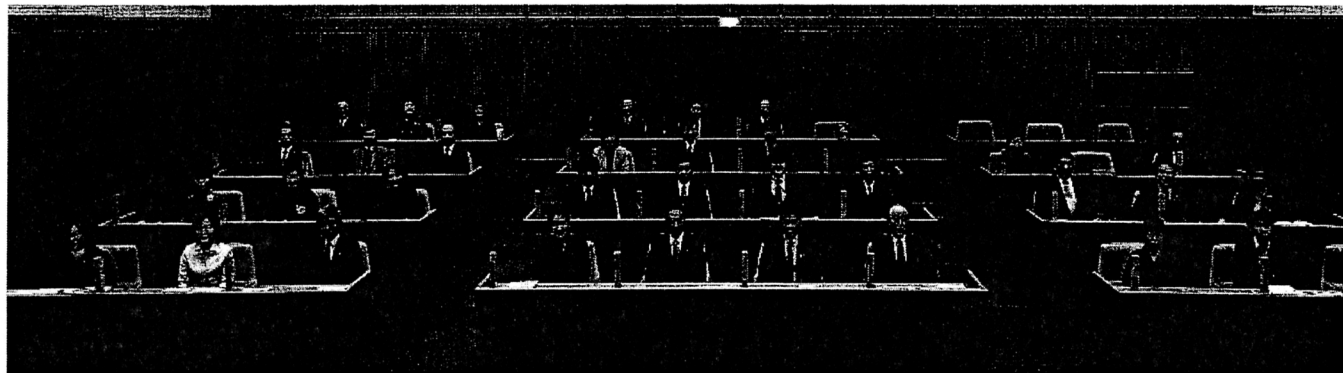
日 程	委員会等の取り組み	概 要
31 平成20年12月3日(水)	平成20年第4回定例会 議会基本条例制定に関する特別委員会の中間報告(特別委員長)	特別委員会の中間報告・第2次素案の朗読
32 平成20年12月18日(木)	議会基本条例制定に関する特別委員会(協議会)	公聴会・パブリックコメント・ミニシンポジウム、今後の日程について
33 平成20年12月19日(金)	「議会基本条例制定に関する特別委員会」ホームページアップ	
34 平成20年12月25日(木)	「所沢市議会基本条例制定に関する公聴会の公述人を公募します」ホームページアップ	公聴会(1月29日・午後4時から)・1月5日～1月16日まで公募
35 平成20年12月25日(木)	「所沢市議会基本条例素案への意見を募集します」ホームページアップ	パブリックコメント手続(1月5日～1月19日)
36 平成21年1月14日(水)	「所沢市議会基本条例 ミニシンポジウム」を開催します」ホームページアップ	ミニシンポジウム(所沢市民体育館・午後2時から)
37 平成21年1月16日(金)	議会基本条例制定に関する特別委員会説明会	全議員を対象とした説明会(議員30名出席)
38 平成21年1月20日(火)	第8回 議会基本条例制定に関する特別委員会	公聴会の公述人の選考・パブリックコメントの分担について
39 平成21年1月22日(木)	静岡県沼津市議団行政視察(受け入れ)	「日本共産党」3名・議会基本条例制定に関する取り組みについて
40 平成21年1月29日(木)	第9回 議会基本条例制定に関する特別委員会 公聴会	公述人7名・午後3時から午後6時30分
41 平成21年1月30日(金)	議会基本条例制定に関する特別委員会(協議会)	パブリックコメントの回答についての協議
42 平成21年2月7日(土)	「所沢市議会基本条例 ミニシンポジウム」の開催	ミニシンポジウム(所沢市民体育館・午後2時から)・参加者49名
43 平成21年2月9日(月)	山形県酒田市議団行政視察(受け入れ)	「市民の会」5名・議会基本条例制定に関する取り組みについて
44 平成21年2月18日(水)	第10回 議会基本条例制定に関する特別委員会(特別委員会の審査終結)	議会基本条例案、パブリックコメント、広報及び情報公開、ミニシンポジウムについて
45 平成21年2月26日(木)	平成21年第1回定例会 議会基本条例制定に関する特別委員長報告	
	委員会提出議案の一括上程	委員会提出議案第1号・委員会提出議案第2号の上程
	提案理由の説明・質疑・討論・採決	全会一致による可決。3月3日公布、同日施行
	議会基本条例制定に関する特別委員会の廃止の件	特別委員会の廃止
46 平成21年4月7日(火)	①議会運営委員会	「閉会中の文書による質問」、「議会審議における論点情報の形成」、「正副委員長連絡協議会」について
47 平成21年5月8日(金)	②議会運営委員会	附属機関の設置について、「所沢市議会意見提案手続実施要綱」について
48 平成21年5月24日(日)	「所沢市議会基本条例」制定報告会の開催	「所沢市議会基本条例」制定報告会(市役所8階大会議室・午後2時から)・参加者97名
49 平成21年6月2日(火)	③議会運営委員会	「所沢市議会政策討論会」について
50 平成21年7月7日(火)	④議会運営委員会	議会条例パンフレット作成、「一問一答」の回数制限の撤廃について
51 平成21年8月4日(火)	⑤議会運営委員会	議会事業評価の実施とホームページ公表について、議員研修会について
52 平成21年8月27日(木)	⑥議会運営委員会	一般質問における一問一答方式等(質問・答弁)について

所沢市議会基本条例制定特別委員会工程表

	委員会	作業部会	議会	執行部	市民
6月 定例会	基本方針確認 工程表確認				
	資料作成・配布				
7月	勉強会① ・他市事例	第1次素案策定 ・条文案			
8月	勉強会② ・他市事例			執行部との協議 ・法制チェック	
	第1次素案検討				
9月 定例会			委員長報告① 議会運営委員会合同審査 全員協議会		
10月	視察	第2次案策定 ・条文案	100条の2 ・調査		
11月	議会原案策定	・前文		執行部との協議 ・法制チェック ・意見聴取	
12月 定例会	市民公聴の方針 ・公聴部会		委員長報告② 議会運営委員会合同審査		
1月					パブリックコメント 公聴会
2月			意見集約・修正 最終案確定		
3月 定例会	3月議会提案				

「議会基本条例」制定報告会のご案内

所沢市議会基本条例を制定しました



所沢市議会では議会改革への取り組みを確かなものとするため、広く市民のみなさまの意見を取り入れながら議論を重ね、所沢市議会基本条例を制定しました。所沢市議会基本条例の内容について、市議会から市民のみなさまへ報告を行うため「議会基本条例」制定報告会を開催いたします。みなさまのご参加を心よりお待ちしております。

□日時 5月24日(日) 午後2時から午後4時 (開場午後1時30分)

□場所 所沢市役所 8階大会議室

アクセス: 西武新宿線「航空公園駅」東口から徒歩3分
※駐車場はありますが、なるべく公共交通機関を利用し、直接の来場をお願い致します。

□プログラム内容

1. 所沢市議会基本条例制定について
2. 市民の皆さんとの意見交換

□参加費: 無料 みなさまのご参加をお待ちしております。

□主催 所沢市議会

□お問い合わせ 所沢市議会事務局(議事グループ) 電話 04-2998-9256

平成22年9月議会 所沢市議会 議会報告会

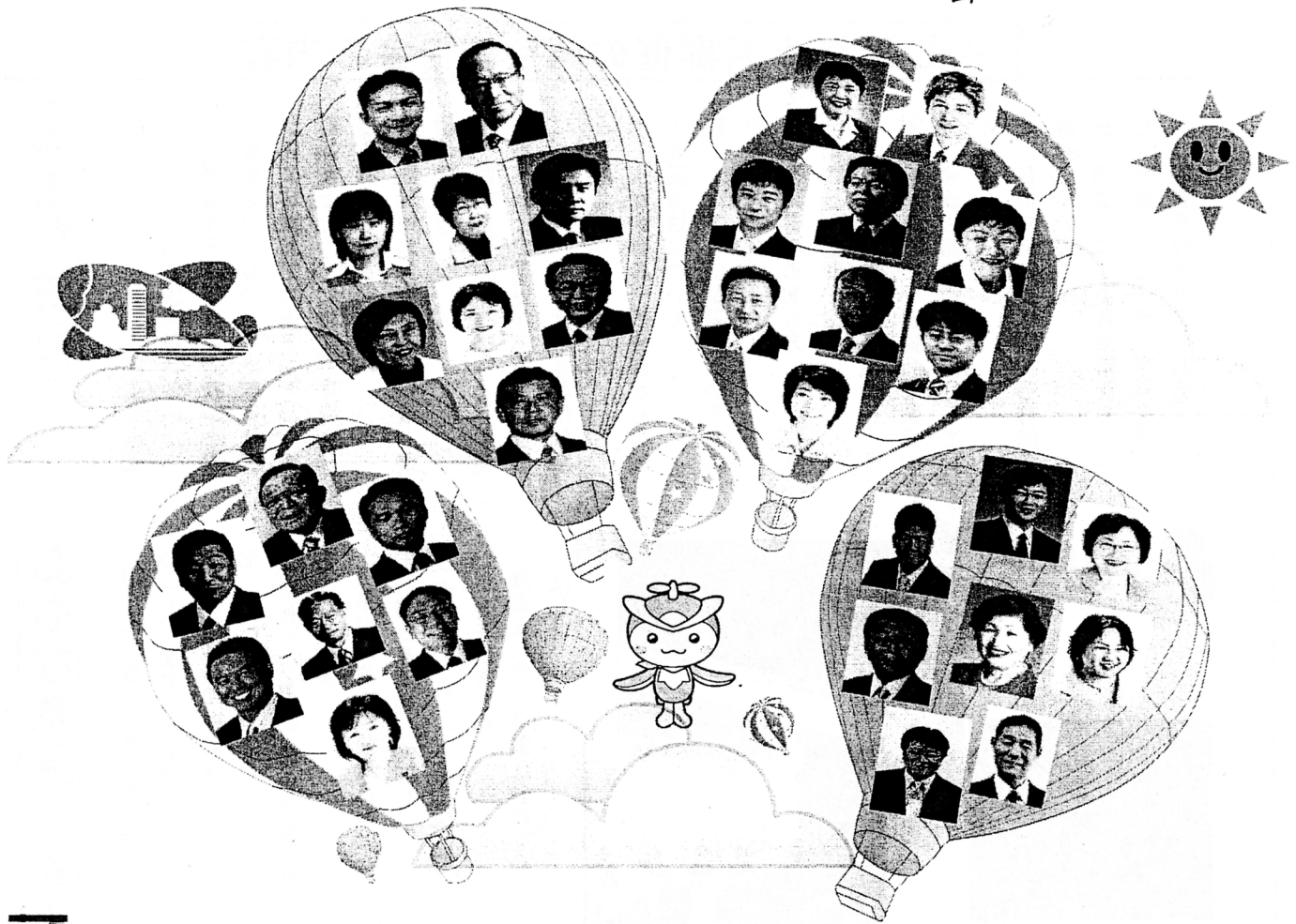
自治基本条例

夏季休暇の創設

斎場の料金改定

などなど

伝えたい議会のこと お聞きたい皆さんの声



①日時 11月20日(土) 14時～

場所 小手指公民館分館 ホール

②日時 11月24日(水) 19時～

場所 松井公民館 ホール

○プログラム 9月議会報告&質疑応答

「所沢市政や議会へのご意見、ご要望をどしどしお寄せ下さい」

入場無料・申し込み不要

お問い合わせ先 所沢市議会事務局 04-2998-9256

議会報告会とは？

議会基本条例第7条に基づき開催される、市民の皆様には議会の活動を報告し、さらに、市民の皆様からのご質問やご意見をいただく報告会です。

特定の政党や会派ではなく、所沢市議会議員が分担して参加し、超党派で主催する催しです。本年5月に既に2回開催され、延べ117名の市民の方にお集まりいただきました。

○議会基本条例第7条「議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会を行うものとする。

平成22年5月開催の議会報告会の内容

おもな質疑

- 問 こども災害見舞金制度の廃止について詳細を説明願いたい。
- 答 医療費全額支給の対象が小学3年生までとなった。小学4年生から15歳までは子ども手当の支給対象となったために、見舞金制度を廃止とした。
- 問 臨時財政対策債の発行等、財政の健全性について。
- 答 臨時財政対策債はなるべく避けるべきとの意見がある。健全性については、国と比較すれば健全と認識している。
- 問 国保会計の一般会計からの繰入の妥当性について。
- 答 10億円位が妥当という意見が多くあった。
- 問 予算審議のあり方については全体審議が必要ではないか。
- 答 予算特別委員会を組織し、予算案を審議している議会もあるのだから、今後の議会運営に期待していただきたい。
- 問 包括外部監査に関する審議の経過について。
- 答 閉会中に、委員会審査も行った。今後、八王子市に視察を行い再び審査を行う予定である。

おもな意見・要望

- ・商工会館取得補助事業の議決について、議会に不信感をもった。
- ・一般質問後の検証を、市民も参加して行うべき。
- ・「議長への手紙」のような制度をつくるべき。
- ・将来の財政・税収見込みについて勉強会を実施してほしい。
- ・「市議会だより」に載っていないことを聞きたい。
- ・議会としても事業仕分けをやってほしい。



液晶モニターを
傍聴席に設置



6月定例会より、傍聴席の左右壁面上部に52インチ液晶モニターを設置しました。

これにより、議場の様子や質問席に立つ議員の表情を見ることができるようになりました。

新規事業概要調書

一般会計

保健福祉部 成人保健課

款 4	項 1	目 2	説明 05 各種予防接種費		
事業名		新型インフルエンザワクチン接種費用低所得者助成事業			
事業費総額		15,375 千円			
総合計画の体系		大柱 保健・医療	中柱 生涯を通じた健康づくりの推進	小柱 感染症対策事業の充実	
コード	3627				
根拠法令等		新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種に関する事業実施要綱			
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>新型インフルエンザについては、本年度も引き続き警戒することが必要とされており、国では、個人の重症化防止とウイルスのまん延予防のため、全国民を対象に新たな新型インフルエンザワクチン接種事業を10月1日から開始する。</p> <p>このため、市・県民税非課税世帯や生活保護世帯等の低所得者の経済的負担を軽減し、ワクチン接種の促進を図ることを目的として助成措置を講ずる。</p> <p>なお、対象接種期間については、4月1日に遡り、従来の新型インフルエンザワクチン接種についても助成対象となる。</p> <p>※新たな新型インフルエンザワクチンは、[新型(A/H1N1)+季節性]の混合ワクチン</p>					
【事業内容】					
対象者	低所得者(市・県民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等に関する法律による支援給付受給者) [該当者数約39,000人、うち接種予想数3,160人]				
負担軽減額	全額免除(1回接種:4,300円、2回接種:7,300円、1回目の医療機関と異なる場合:8,600円、接種不適の場合:2,000円)				
接種回数	13歳未満:2回、13歳以上:1回				
その他	4月から9月までの接種者については償還払いで対応する				
【財源措置】					
65歳未満の接種分・・・国1/2、県1/4、市1/4					
65歳以上の接種分・・・国2/8、県1/8、市5/8					

36

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)各自自治体において実施予定					
③市民参加の実施の有無とその内容 なし					
④事業費及びその財源等	歳入	款	款名称	科目名称	予算額(千円)
		16	県支出金	新型インフルエンザワクチン接種助成事業補助金	7,668
	計				7,668
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
19		72	新型インフルエンザワクチン接種費用低所得者助成金	15,375	
計				15,375	
翌年度以降の見込み額			平成23年度(千円)	平成24年度(千円)	
		歳入			
		歳出			
⑤その他(その他必要事項及び添付資料) なし					

自由討議の実施例

(平成22年6月15日 市民環境常任委員会会議録より)

桑島委員

意見的な質疑をされているようなので、自由討議後質疑に戻っても構わないと考
えるので、自由討議としてはどうか。

- ・ (中
- ・ 略

矢作委員長

自由討議を行なうことでよいか。(委員了承)

(自由討議)

浅野委員

4月18日の周辺5自治会説明会には、最終的には議員も入ることができて、城
下議員・矢作議員・石本議員・石井議員と私が傍聴させていただいて、印象として
は、燃やしても燃やさなくてもどちらでも良いと言っている住民の方もいた。ただ、
東部クリーンセンターを造ったらプールも造るとか、下水道を整備するという話は
どうなったのか、というお怒りの声が多かった。燃やすことに反対というより、プ
ールも下水も造っていないのになぜ燃やすんだという話だと感じた。古い議員さん
にお尋ねするが、そういう話はあったのかどうか。

城下委員

私も4月18日の説明会に参加したが、今、話のあった周辺整備を要望した声があ
ったのは事実である。それと、プラスチックは燃やさないと約束したのではない
かという、焼却への不安のご意見もあった。あの中で賛成とか反対についてはとっ
ていないし、多様な意見が出たという認識を持っている。

浅野委員

説明会の状況認識はいろいろあると思うが、議事録やインターネット検索をする
と、プールはオオタカが出てきたのでできないとか、部長が答弁している。また、
東部クリーンセンターを造った時に5自治会に5,000万円の自治会館をそれぞ

れ造ったと聞いた。土地も建物も市の物で、会員が59人とか49人、29人の町内会に5,000万円の会館を造っている。牛沼には既にあったのに、もうひとつ造ったようだ。そんな予算が当時の議会に提案されたのか、古い議員さんに伺いたい。

村田委員

その議論は覚えていない。当時の議会の認識不足だったかもしれないが、そこまでの議論はなかったと思う。ただ、クリーンセンターを建てるために周辺整備はある程度必要であろうという認識だったと考える。

浅野委員

私の印象は、当時はダイオキシン問題もあり、少人数の自治会に立派な会館を建ててあげたことを今さらおかしいとは言えないし、そういう状況だったと思うが、市が今回の廃プラ焼却を行なうことについて説明した際、地元になにかをプレゼントするから燃やしますというような説明がなくて、市が何かするから地元にはプレゼントしますみたいなことをやめたことについて評価している。プールが造られないことについての市民の不満は残るかもしれないが、今後は以前のような市政運営はしてほしくないので、今回の環境クリーン部のきちんとした説明会開催にとっても賛同した。

脇委員

東部クリーンセンターを造る時は、ダイオキシン問題の後で非常にたいへんで、用地を一つに絞るのに何年もかかった。周辺の住民との合意をどのように取るかということに、職員がたいへん苦勞していたのをそばで見てきた。当時の状況は、周辺の方とプラスチックは燃やさないという約束をきっちりして、それで合意を得て建設されたと認識している。今、浅野委員から指摘された部分についてどう判断するかについては、たいへん難しい問題だ。その時に住民は燃やさないということで

建設を認めたと思う。でも完成してすぐに性能がいいから燃やさせてほしいという提案がされた。建設当時に2つの協定が締結され、住民に配慮して建設されたと理解している。私も、プラスチックの焼却は絶対すべきでないと思って、それを見届けたいという思いで、今日までかかわってきている部分がある。市は、廃プラ焼却について環境保全委員会との協定の中に、当初想定していなかった事項が発生した場合には協議するという条文があるのだから、きちんと合意をとるべきだと思っている。そのようなことから、今回の問題は手続きの点で、たいへん問題が大きいと思っている。

村田委員

ダイオキシン騒動のときには、かなり誤った情報が流れていたと思う。今から思えば、当時の学説には誤りがいくつもあった。ダイオキシンはいったん体内に取り込まれたら、排出は不可能だとか、母乳でしか排出されないという説が出されて、みんな恐れおののいていた。同じような問題で取り上げたいのは、カネミ油症問題だと思う。遺伝するという問題は一緒だが、吹出物で排出している状況で、そうしながらも生きている。苦しみながらも生きている。脱焼却の理論についても、あの当時謳歌したのはドイツだった。当時は埋め立て処理中心だったドイツも、今はどうかといえば、180度転換し、ごみ燃料発電を行なっている。そう考えれば、少なくとも当時の住民の意識が今と変わっていても、ごく自然な理論だと思う。

桑島委員

協委員の話は、手続き的におかしいから納得できないということによいか。それ以外に反対の争点はどこにあるのか。

協委員

私は、ごみの減量については、焼却は可能な限り避けるべきだという考え方に立

っている。所沢市のごみの実情を見ても、紙ごみは資源化できる、剪定枝も資源化できる、生ごみも資源化できる。生ごみについては、東部クリーンセンターができたころから市は方針を掲げているが、ほとんど成果が上がっていない。町田・府中・戸田などで生ごみの取り組みがなされてきている。そういう中で、プラスチックはどうか、燃すべきではないとの考えできていたので、悩んでいた。今、様々な方式も検討されているし、容器包装リサイクルや家電リサイクル、生ごみについても様々こちら側から国に対して要望ができる体制ができているという認識もある。プラスチック焼却に反対している理由は、様々な物質を高温の中で焼却することを健康上の問題で心配していることである。とくにスラグについては資源化する方法もない中で路盤材に使うにしても、溶出試験の結果をデータでみるとpH3という部分もあるので、わからないものに対して安心という態度をとるか、慎重にそれを避ける態度をとるかだが、私は、手続きはきちんとすべきと言いたい、手続きが整っても環境問題に危惧が多いので反対する。コストの削減についても生ごみでも試算すればたぶん億単位の金額で削減が可能と思う。それと、3,000トン燃やす中にも資源化できるものが多く含まれていると思う。私は焼却反対だが肯定派の方にも、少なくとももう少し資源化に努めてから、手続きをきちんとして進めるべきだと言ってもらえばと思うし、反対意見に賛成していただけても、燃やす量の削減という部分で、皆さんと合意できればと思っている。最後になるが、私はプラスチックの食器を学校給食で使用することに反対する運動から現在の活動に入ったが、食器を置いておくだけで、中に酸化防止剤が溶け出していたり、化学物質が出

ている状況をデータで確認もした。酸性雨の話もそうだが、NO₂や揮発性有機化合物が増えていったら、気管支などへのダメージも大きいので、可能な限り焼却はストップしたいと考えている。

桑島委員

脇委員にもう一つ聞きたいのは、今回、小型家電はリサイクルするという話があったが、そのほかに焼却する3,000トンのごみからリサイクルできるものには何があるのか。

脇委員

傘、靴、ハンガーなどである。私としては混ぜる前に分ける作業が充実できると思っている。CDやDVDも分別はしたいが、拠点回収に出すのは面倒だという意見も聞く。

桑島委員

今のような話を、付帯決議で品目を上げて、きちんと拠点回収をするという考えもあると思うし、私もその部分は賛成であるので、もう少し進めたほうがよいと思う。自分の考えを言わせてもらおうと、なるべくごみは少なくすることに賛成だし、生ごみもやったほうがよいと思う。ただ、プラスチックについて、ペットボトルに関しては、原料の石油から相当の精製単価を得ているからリサイクル効率が高いが、ポリプロピレンはサーマルが良いと本にも書いてあり、国の方針も間違っているとある。塩素系が入っていないプラはおそらく炭化水素に近いわけだから、焼却することについて懸念は持っていない。また、私は山形ですっと村おこしをしていたので、ごみを他の所へ運ぶというのは、嫌なものを押し付けていることなので、見直すべきではないかと考える。CO₂排出や危険性は否定しないが、山形への思い入れもあるので、倫理的な部分と燃やすことのリスクを考えると、賛成となる。ただ

城下委員

し、もう一段分別回収を進めるべきと思う。

市の審議会の答申の趣旨と国の法律の趣旨を何度読み返してみても、まずは発生抑制と減量資源化である。この部分を市はもっと頑張っ、お互いに知恵を出してやるべきであったのかなと思うし、この時期に出てきたことを残念に思う。市民団体も所沢の廃プラにはどのようなものが入っているのかを東部クリーンセンターで、自分たちで分けたりもした。そうするとまだまだ使えるものたくさん出てきて、まだまだ、ごみは減らせると感じた市民の方もいる。もっと減量資源化にも取り組む必要があると思う。もう1点は、市民に対しての説明が不十分だと感じている。エステシティ自治会の説明会も先日開催されたが、市が生ごみに本気で取り組めば、今以上の経費削減できるのではないか。エステ自治会は生ごみの資源回収に協力しているので、非常に関心がある。今回の提案の中で順番を間違ったのかなと自分では思っている。焼却は反対の立場だが、廃プラを燃やして残渣が200トン、400トン出るので、最終処分場を造るのも一つの考え方だし、燃やせるごみの量を減らす取り組みを先にやってほしい。

西沢委員

確かに、人類が生命活動をしていけば必ずごみが出るのだから、発生抑制とごみの減量は永遠の課題だと思う。所沢市の現実、毎年6,000トンの廃プラを山形に運んでいるという、この事実をどうするかという問題もあると思う。最終処分場を市内に造らなければならないという課題も持っている。今、これらの課題をどう乗り越えていくかという意味で、実証試験を行ない、東部クリーンセンターで焼却しても大丈夫だろうと方針転換した現実もある。ここで我々はこれを受け入れて、

ごみの減量化はこれからも進めていかなければならないし、ここをドッキングして、こちらをやらなければこちらが進まないんだという議論にしてしまうと、今、我々が抱えている課題は何も解決せず、将来に先送りしていつてしまうのではないかと
の危惧は持っている。

杉田委員

他県に運んで処理していることは、相手に迷惑をかけていることなので、やはり
自区内処理を目指さなくてはいけない。廃プラを燃やすことでスラグは増えるが、
埋め立ての全体量は、かなり減ることになるわけだから、最終処分場の規模も小さ
くて済むか、あるいは長期に利用が可能となる。市民の説明会でも大きな反対意見
はないということなので、総合的判断で焼却はやむを得ないと思う。

村田委員

脇委員の理論、城下委員の理論も理解できるが、新しい方法が明日からできるわ
けではないのだから、現状のままで今年いったら、今回の1億9千8百万は浮いて
こない。実施すれば、他県に持って行っている分も減らせる。そう考えると、今で
きることをやっていつて、将来的にもっとよい方法が見つかれば切り替えていけば
良いと考える。まったく焼却しなくなることはないと思うので、施設が無駄になる
わけでもないのだから、今結論を出すことではないと思う。もう1点は住民の問題
だが、一人でも反対意見があつたらすべて反対ということにはならない。最大公約
数でまとめていくべきと考える。

浅野委員

他県に運んでいることが嫌だという思いと、ジークライトを2回ほど視察してい
るが、水の浄化に力を入れていて、処分場がいっぱいになつても、その後ずっと水
の浄化装置は動かし続けなければならないということで、年間5,000万円の基金

をためているとのことだ。廃プラスチック類を今後市内にできる処分場に埋め立て、水の浄化装置を動かし続けることを考えると、消去法で焼却を選択してしまう。

石井委員

私の両親は渋谷区に住んでおり、平成20年に東京都が廃プラスチックを燃やすことになったわけだが、それまで分別がわかりにくかったのだがそれ以後わかりやすくなって、今は実家にいくときちゃんと整理されている。今、所沢市でやっている分別があまりにも多いということが、有効な資源化になっているかということ検証し、それを少し整理して新たなリサイクルの課題をこの機会に抽出して、進めていくことがいいのではと思う。なんでもリサイクルではなく費用と効果をみることと、住民がすすんで参加しやすい環境も整備しないと進まないと思う。スラグの安全性が分かりにくいのが、安全性が確認できれば対応が変わるし、最終処分場の計画も変わってくると思う。

脇委員

スラグは燃やしている限り出てくるものなので、焼却量を減らさない現状では県外へ運ばなければならない。スラグを減らすように、より減量資源化を考えていかなければならない。

桑島委員

付帯決議に反対の人の想いを入れることも可能かと思いますが。

村田委員

西部クリーンセンターの設備を更新する際には、スラグの発生が少ない設備にしてほしい。

(自由討議終結)



平成21年7月13日

所沢市議会議長

秋 田 孝 様

建設水道常任委員会

委員長 安 田 義 広 ㊟

所沢駅から西所沢駅間の連続立体交差に関する質問

当委員会は、上記事項について別紙のとおり市長に質問することを決定しましたので、議会基本条例第10条に基づく文書による質問を行い、文書による回答を求めるよう要求します。



所議第 238 号
平成21年7月14日

所沢市長 当 摩 好 子 様

所沢市議会議長 秋 田 孝

所沢駅から西所沢駅間の連続立体交差に関する質問

当市議会は、議会基本条例第10条の規定に基づき、上記事項について別紙のとおり質問します。

・なお、文書により回答されるよう求めます。

所沢駅から西所沢駅間の連続立体交差に関する質問

下記事項の事業費等について示していただきたい。

記

A) 現状の計画での事業費（国県市の負担内訳を含む）

- ① 所沢村山線（東京所沢線以南の未着工部分：アンダーパス）
- ② 所沢駅ふれあい通り線

B) 所沢駅から西所沢駅間を連続立体交差（鉄道高架）するのにかかる事業費（試算：10億円単位）及び、その場合の下記事業の事業費

- ① 所沢村山線（アンダーパスではなく平面の場合）
- ② 所沢駅ふれあい通り線（アンダーパスではなく平面の場合）

C) 現状の計画で各事業を実施した場合と、連続立体交差（鉄道高架）と一体で事業を実施した場合の費用面以外の違い、その他の効果等（交通の円滑化、まちの発展、利便性の向上等）

以上

所沢市議会政策討論会設置要綱

(趣旨)

第1条 議員が一堂に会する政策討論会を行い、二元代表制の一翼を担う議会としての責任と意欲を高め、市長等から提出される議案にかぎらず、特定のテーマについて各議員が活発に意見等の交換を行い、共通認識を醸成するため、所沢市議会基本条例第13条の規定に基づき設置された「政策討論会」の所掌事項、組織、運営等について、この要綱を定める。

(所掌事項)

第2条 政策討論会の討論テーマは、会派代表者会議で協議のうえ、議長が決定する。

- 2 政策討論会は、委員12名以内で組織する。
- 3 委員は代表者会議で協議し、市議会議員のうちから議長が指名する。
- 4 政策討論会における討論の開催予定・内容及び成果については、論点や課題をとりまとめ、ホームページ等により市民に公表する。

(組織)

第3条 政策討論会には、座長1人及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は委員の互選により決定する。
- 3 座長は、政策討論会の会務を総理し、副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、各討論テーマの終了までとする。

(準備会議)

第5条 政策討論会の開催準備のための会議は座長が招集する。

- 2 日程や会場設営、次第や討論方法、準備する資料などは、座長を中心に委員によって決定する。

(討論会)

第6条 座長は公平に討論会を進行し、委員は趣旨に則り、議員間の共通認識の場の醸成を目的としている旨を忘れず節度を保ち参加する。

2 政策討論会は公開とする。

(事務)

第7条 政策討論会及び準備会議の事務は、市議会事務局において処理する。

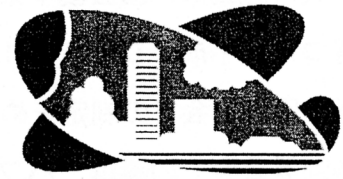
2 討論会は、詳細な会議録は作成せず、簡易な概要のみを記録する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、政策討論会に関し必要な事項は市議会基本条例第13条の規定により議長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。



TOKOROZAWA

議会改革評価報告書

平成22年6月

所沢市議会

1 趣旨

所沢市議会は、議会基本条例制定を分権時代における所沢市議会「議会改革」の重要事項と位置づけ、平成20年6月10日に議会基本条例制定に関する特別委員会を設置し、平成21年第1回定例会での制定をめざして、これまで取り組んできた。

特別委員会での議論、パブリックコメント手続、公聴会、ミニシンポジウムの開催などによる多くの市民からのご意見、ご提案を踏まえて、平成21年2月26日の市議会本会議において、委員会提出議案により、「所沢市議会基本条例」を可決、平成21年3月3日に公布し、同日、施行した。

これを受けて、所沢市議会では、本条例制定を機に、より一層議会の活性化を図るとともに、議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の負託に応えられる議会を目指し、一問一答方式の実施をはじめ議会改革に取り組んできた。

本報告書は、これまでに実施してきた議会改革の成果及び自己評価を行った結果をまとめたものである。

2 評価対象項目

所沢市議会基本条例に規定した項目

3 評価対象期間

平成21年6月から平成22年5月までの1年間

4 評価結果

別紙のとおり

所沢市議会議会改革評価表

No.	項目	議会基本条例 該当条文	進捗状況又は実績	評価		備考
				達成度	方向性	
1	目的	第1条				
2	議会の役割	第2条				
3	議会の活動原則 (公正性・透明性・信頼性) (情報公開・説明責任)	第3条	事務事業評価を HPに公開	○	継続	
			議会基本条例 パンフレットの作成	○	改善	
			常任委員会の会議録を HPで公開	○	継続	
			議員の参否を公開	○	継続	
4	議員の活動原則	第4条				
5	会派	第5条				
6	市民参加及び市民との連携	第6条	会議の原則公開	○	継続	
			公聴会	×	実施	条例制定過程で実施
			参考人制度	×	実施	
7	議会報告会	第7条	議会報告会の開催	○	拡充・改善	5月に2会場で開催
8	意見提案手続き	第8条	パブリックコメント	×	実施	条例制定過程で実施
9	議員と市長等 執行機関の関係	第9条	一般質問の一問一答	○	拡充	質問席の設置
			質疑の一問一答	○	拡充	
10	閉会中の文書による質問	第10条	文書による質問	○	拡充	
11	議会審議における 論点情報の形成	第11条	決算審議資料の改善	○	継続	
			予算審議資料の改善	○	継続	
12	議員間の自由討議	第12条	委員会における 自由討議の制度化	○	拡充	
13	政策討論会	第13条	政策討論	×	実施	
14	委員会の運営	第14条	委員会合同審査	○	拡充	
15	議会運営委員会	第15条	会期日程の変更	○	拡充	
16	政務調査費	第16条	領収書の添付・適正支出	○	改善	
17	議員研修の充実強化	第17条	—	×	実施	
18	議会事務局の充実	第18条	—	×	実施	
19	予算の確保	第19条	モニター設置予算の確保	○	拡充	5月に傍聴席に設置
20	議会図書室	第20条	図書の充実	○	改善	
21	議会広報の充実	第21条	事務事業評価の公表	○	継続	議員の賛否掲載 (再掲)
22	専門的識見の活用	第22条	専門的識見の活用	○	拡充	2回実施
23	附属機関の設置	第23条	—	×	実施	必要に応じ
24	議員の政治倫理	第24条	政治倫理規程等の遵守	○	継続	

§ 議会改革の流れ

開催議会	進捗状況及び実施事業	項目	該当条文
閉会中	総務、教育福祉常任委員会連合審査会	委員会の運営	第14条
平成21年 6月議会	一般質問、初回登壇2回目で降一問一答	一問一答	第9条
	議会報・図書室委員会事務事業評価を実施	—	—
	委員会における自由討議の制度化	自由討議	第12条
	決算審議資料の改善	論点情報の形成	第11条
閉会中	建設水道常任委員会で鉄道連続立体交差に関する質問	文書による質問	第10条
平成21年 9月議会	事務事業評価をHPで公開	情報公開	第3条
	「議会基本条例」制定報告会をHPで公開	情報公開	第3条
	議会基本条例のパンフレットの作成	—	—
	登壇席からの完全一問一答方式の実施	一問一答	第9条
	委員会における自由討議を実施	自由討議	第12条
	常任委員会の会議録をHPで公開	情報公開	第3条
	当初予算審議資料の改善	論点情報の形成	第11条
平成21年 12月議会	建設水道常任委員会で都市計画における道路網の調査	専門的識見の活用	第22条
	質疑の一問一答（回数制限3回）方式の実施	一問一答	第9条
	議員の賛否をHP、議会だよりで公開	情報公開	第3条
	議会報・図書室委員会も視察報告することを決定	情報公開	第3条
	議会運営委員会で議会基本条例の評価に関する調査	専門的識見の活用	第22条
平成22年 3月議会	本会議場傍聴席のモニター設置予算	予算の確保	第19条
	会期日程の変更	—	—
閉会中	（仮称）まちづくり基本条例市民検討委員会との意見交換	市民参加及び市民との連携	第6条

§ 数値による評価

項目		平成21年度		平成20年度		比較	
議員提出議案		14	件	18	件	▲4	
付帯決議		1	件	3	件	▲2	
修正可決		0	件	1	件	▲1	
委員会提出議案		0	件	6	件	▲6	
委員会提言		1	件	1	件	0	
6月議会	傍聴者数	本会議	273	人	203	人	70
		委員会	8	人	0	人	8
9月議会	傍聴者数	本会議	214	人	291	人	▲77
		委員会	40	人	12	人	28
12月議会	傍聴者数	本会議	139	人	212	人	▲73
		委員会	10	人	5	人	5
3月議会	傍聴者数	本会議	202	人	166	人	36
		委員会	9	人	6	人	3
3月議会報告会・議会基本条例制定報告会		117	人	97	人	20	